

## 島田市中小企業経済変動対策貸付金利子補給制度の概要

(令和3年1月12日現在)

### ○利子補給内容

利子補給期間	融資実行日から1年間	
融資利率	普通保証 SN5号保証	基準金利（金融機関）：年 2.07% 利子補給率（県）：年 0.67%（10年以内） 利子補給率（市）：年 1.4%（1年間） <hr/> <b>融資利率（申請者負担）：年 0.00%</b>
	SN4号保証 危機関連保証	基準金利（金融機関）：年 1.97% 利子補給率（県）：年 0.67%（10年以内） 利子補給率（市）：年 1.3%（1年間） <hr/> <b>融資利率（申請者負担）：年 0.00%</b>

### ○利子補給の対象となる県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）制度

区分	内容
融資対象者 （市内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、新型コロナウイルスの影響により、右記の要件に該当するもの、かつ市税を滞納していないもの）	以下(1)から(4)のいずれかに該当する場合 (1) セーフティネット4号保証の認定を受けたもの (2) セーフティネット5号保証の認定を受けたもの (3) 危機関連保証の認定を受けたもの (4) 静岡県信用保証協会の普通保証を利用するもの（売上減少要件の考え方はセーフティネット5号保証による）  ※(1)から(3)の要件は、1年以上の業歴要件以外は国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付と同一です。
資金使途	新型コロナウイルスの影響を受けて必要となる設備資金及び運転資金
融資限度額	8,000万円
融資期間（据置期間）	10年以内（設備資金3年以内、運転資金2年以内）
保証料率	年 0.28%～1.2%（普通保証） 年 0.58%（SN5号保証） 年 0.60%（SN4号保証） 年 0.80%（危機関連保証）
取扱期間	<b>申請者負担</b>
	<b>令和3年3月31日までに信用保証協会に申し込む必要があります。</b>